

○八戸市勤労青少年ホーム条例

昭和40年3月25日条例第10号

改正

昭和49年3月30日条例第8号
平成2年3月28日条例第21号
平成11年3月24日条例第4号
平成19年6月25日条例第30号
平成27年3月20日条例第23号

八戸市勤労青少年ホーム条例

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、勤労青少年の保護及び福祉の増進をはかり、もって中小企業の労働生産性の向上に資するために勤労青少年ホームを設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

（勤労青少年ホームの名称及び位置）

第2条 勤労青少年ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八戸市勤労青少年ホーム
- (2) 位置 八戸市沼館二丁目13番20号

（事業）

第3条 八戸市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 就職後の補導に関すること。
- (2) 講演会、講習会その他の各種教養講座の開催に関すること。
- (3) レクリエーション及びグループ活動の指導促進に関すること。
- (4) 職業、生活、健康等の指導及び相談に関すること。
- (5) その他勤労青少年の保護及び福祉増進に必要と認められる事業

（使用者の範囲）

第4条 ホームを使用できる者は、市内に勤務先を有する30歳以下の勤労青少年とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

（使用の許可及び条件）

第5条 ホームを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、ホームの管理上必要があると認めるときは、前項の許可にあたって、その使用について条件を付けることができる。

（使用制限）

第6条 市長は、ホームの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) ホームの管理に支障があると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が不適当と認めるとき。

（使用条件の変更等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホームの使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用許可後前条各号のいずれかに該当することが判明し、又は該当することとなったとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）により使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消した場合において、当該変更、停止又は取消しにより第5条の規定によりホームの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

（開館時間及び休館日）

第8条 ホームの開館時間は、午後1時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 ホームの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日まで

（無料使用）

第9条 ホームの使用は、無料とする。

（目的外使用等の禁止）

第10条 使用者は、その許可を受けた目的外に使用し、又はその権利を他に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

（入館の拒否等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) ホームの秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (3) 係員の指示に従わない者
- (4) その他管理上入館を不適当と認める者

（特別設備等の設置等の許可）

第12条 使用者は、ホームの使用に当たって特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

（秩序保持）

第13条 使用者及びそのための参加者は、ホームを使用するときは、常に当該職員の見守りに従わなければならない。

2 当該職員がその職務執行のために入室するときは、使用者は、これを拒むことができない。

（使用者の原状回復の義務）

第14条 使用者は、その使用を終わったとき、又は使用を停止されたときは、使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

（損害賠償）

第15条 ホームの使用について、使用者又はそのための参加者がホームの施設及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、その使用者は、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(運営審議会)

第16条 八戸市勤労青少年ホーム運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問によりホームの運営について審議し、その結果を市長に答申する。

3 審議会は、学識経験者、企業主、関係行政機関の職員及びホームを利用する勤労青少年の代表のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

4 前項の委員の定数は、15人以内とする。

5 審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

(委任事項)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和40年5月1日から施行する。

2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年八戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 漁市場運営審議会の委員
選挙長 」

を

「 魚市場運営審議会の委員
勤労青少年ホーム運営審議会の委員
選挙長 」

に改める。

別表第2中「魚市場運営審議会の委員」を

「 魚市場運営審議会の委員
勤労青少年ホーム運営審議会の委員 」

に改める。

附 則(昭和49年3月30日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月28日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成2年5月27日から施行する。

附 則(平成11年3月24日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月25日条例第30号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第23号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

八戸市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和40年4月30日規則第17号）

最終改正:平成5年3月30日規則第5号

改正内容:平成5年3月30日規則第5号【平成18年12月28日】

○八戸市勤労青少年ホーム条例施行規則

昭和40年4月30日規則第17号

改正

平成5年3月30日規則第5号

八戸市勤労青少年ホーム条例施行規則

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、八戸市勤労青少年ホーム条例（昭和40年八戸市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（利用証）

第2条 条例第4条の規定により八戸市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）を使用できる者がホームを使用しようとするときは、あらかじめ市長が発行する八戸市勤労青少年ホーム利用証（別記第1号様式。以下「利用証」という。）を当該職員に提示しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 利用証の有効期間は、その発行の日から1年とする。

3 利用証を破損し、又は紛失したときは、すみやかに、その旨を市長に申し出て再交付を受けなければならない。

（利用証の交付手続等）

第3条 利用証の交付を受けようとする者は、勤労青少年ホーム利用証交付申請書（別記第2号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、利用証を交付することを適当と認めるときは、当該申請者に利用証を交付する。

（使用許可の申請手続等）

第4条 条例第5条第1項及び第12条の規定によりホームの特定の室又は備品を使用しようとする者及びホームに特別設備又は物品を搬入しようとする者は、勤労青少年ホーム使用等申請（許可）書（別記第3号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、使用状況を勘案し、他の使用者に支障のないと認めるときは、これを許可し、当該申請者に勤労青少年ホーム使用等申請（許可）書を交付する。

附 則

この規則は、昭和40年5月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日規則第5号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

No.	勤労青少年ホーム利用証		
写 真	氏 名	(年 月 日生)	
	住 所		
	勤務先		
交付	年 月 日		
	八戸市長	印	

この証は、次の事項に注意して取り扱ってください。

- 1 入館のときに受付に提出し、退館のときに受け取ること。
- 2 他人に譲渡または貸与しないこと。
- 3 破損または紛失したときは、すみやかに市長に届け出て再交付を受けること。
- 4 転勤、転職、転居、氏名の変更等があったときは、すみやかに市長に届け出て訂正を受けること。
- 5 この証の有効期間は、交付の日から1年です。

○八戸市勤労青少年ホーム運営審議会規則

昭和40年4月30日規則第18号

八戸市勤労青少年ホーム運営審議会規則

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、八戸市勤労青少年ホーム条例（昭和40年八戸市条例第10号）第16条第5項の規定に基づき、八戸市勤労青少年ホーム運営審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第2条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及びその職務の代理）

第3条 審議会には、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（招集）

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、この規則施行後最初に招集すべき審議会又はあらたに任命が行なわれた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行なう。

（資料の提出等の要求）

第6条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、八戸市勤労青少年ホームにおいて処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかかって定める。

附 則

この規則は、昭和40年5月1日から施行する。

○八戸市勤労青少年ホーム処務規程

昭和58年3月31日教育委員会訓令第2号

改正

昭和59年3月31日教委訓令第4号
平成2年3月31日教委訓令第1号
平成8年3月29日教委訓令第4号
平成18年6月30日教委訓令第4号

八戸市勤労青少年ホーム処務規程

（この規程の趣旨）

第1条 この規程は、八戸市勤労青少年ホーム（以下「青少年ホーム」という。）の組織及び事務処理について必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 青少年ホームに館長その他必要な職員を置く。

2 青少年ホームには、前項のほか、主査を置くことができる。

（職務）

第3条 館長は、上司の命を受けて青少年ホームの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主査は、上司の命を受けて青少年ホームの事務に関する特定の事務に従事する。

3 その他の職員は、上司の命を受けて当該分掌事務に従事する。

（事務の代決又は代行）

第4条 館長が出張その他の理由により不在であるときは、当該上席の吏員がその事務を代決又は代行することができる。

（専決）

第5条 館長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- 八戸市勤労青少年ホーム条例（昭和40年八戸市条例第10号）第5条（使用の許可及び条件）、第7条（使用条件の変更等）第1項、第11条（入館の拒否等）及び第12条（特別設備等の設置等の許可）の規定に基づく青少年ホームの管理に関する事務を行うこと。
- 定例又は簡易な行事に関すること。
- 前2号に定めるものを除くほか、前2号に準ずる軽易な事項

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日教委訓令第4号）

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日教委訓令第1号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日教委訓令第4号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日教委訓令第4号）

この規程は、平成18年6月30日から施行する。

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和54年3月31日規則第13号）

最終改正:令和5年3月31日規則第42号

改正内容:令和5年3月31日規則第42号〔令和5年4月1日〕

○市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

昭和54年3月31日規則第13号

改正

昭和54年10月5日規則第21号
昭和56年3月31日規則第11号
昭和57年9月28日規則第44号
昭和58年3月31日規則第13号
昭和60年4月1日規則第15号
昭和60年9月25日規則第21号
昭和63年3月31日規則第10号
平成2年3月31日規則第14号
平成5年3月31日規則第60号
平成6年3月31日規則第13号
平成10年3月31日規則第12号
平成14年3月29日規則第20号
平成15年3月31日規則第38号
平成16年3月31日規則第20号
平成19年8月7日規則第54号
平成20年3月31日規則第41号
平成20年7月25日規則第70号
平成20年10月7日規則第75号
平成21年3月31日規則第33号
平成22年3月31日規則第35号
平成24年3月30日規則第27号
平成24年5月1日規則第35号
平成24年10月3日規則第53号
平成25年3月29日規則第54号
平成27年3月31日規則第24号
平成28年3月31日規則第56号
平成30年3月29日規則第20号
令和4年3月31日規則第30号
令和5年3月31日規則第42号

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会及び教育長に委任し、並びに教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることについて必要な事項を定めるものとする。

（教育委員会に委任する事務）

第2条 教育委員会の所掌する事務に係る使用料その他の収入の徴収及び減免に関する事務（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第21条第1項の規定により児童手当から学校給食費を徴収する事務を除く。）を、教育委員会に委任する。

（教育長に委任する事務）

第3条 教育長に、次に掲げる事務を委任する。

- (1) 予定価額300万円（単価契約に係るもの）にあつては、当該単価に買入予定数量を乗じて得た額。次条第4号において同じ。）未満の物品の売買に係る契約の締結に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、予定価額100万円未満のその他の契約（車検及び予定価額20万円以上の車両の修繕に係る契約並びに燃料油の単価契約を除く。）の締結に関すること。
- (3) 報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、報償費並びに旅費に係る支出負担行為を決定すること。
- (4) 収入命令及び支出命令に関すること。
- (5) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を除く。）に係る次に掲げる事務
ア 法第7条の規定による児童手当の認定に関すること。
イ 法第8条の規定による児童手当の支給及び支払に関すること。
ウ 法第9条の規定による児童手当の額の改定に関すること。
エ 法第10条及び第11条の規定による児童手当の支給の制限に関すること。
オ 法第12条の規定による未支払の児童手当の支払に関すること。
カ 法第13条の規定による児童手当の支払の調整に関すること。
キ 法第14条の規定による児童手当の不正利得の徴収に関すること。
ク 法第20条の規定による児童手当の寄附に関すること。
ケ 法第26条の規定による届出に関すること。
コ 法第27条の規定による調査に関すること。
サ 法第28条の規定による資料の提出等に関すること。
- (6) 八戸市学習等供用施設条例（昭和46年八戸市条例第9号）に規定する八戸市桔梗野水泳プールの管理運営をすること。
- (7) 市史の編集等に関すること。
- (8) 八戸市勤労青少年ホーム条例（昭和40年八戸市条例第10号）に規定する勤労青少年ホームの管理運営をすること。
- (9) 八戸市農村環境改善センター条例（昭和55年八戸市条例第22号）に規定する農村環境改善センター瑞豊館（以下「瑞豊館」という。）の管理運営をすること。
- (10) 学校法人等の助成（幼稚園就園奨励事業及び幼稚園第3子保育料軽減事業に係るものを除く。）に関すること。

（教育部長に補助執行させる事務）

第4条 教育部長に、次に掲げる事務を補助執行させる。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に規定する大綱及び同法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。
- (2) 教育財産の取得又は処分及びこれに係る契約の締結に関すること。
- (3) 教育財産の用途を廃止した普通財産（八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）第174条第2項ただし書の規定により教育部長が管理するものに限る。）又は八戸市学生寮若しくは東京事務所職員公舎の敷地の用に供されていた土地の管理又は処分及びこれらに係る契約の締結に関すること。

- (4) 前2号に掲げるものを除くほか、予定価額300万円以上の物品の売買に係る契約の締結に関すること。
- (5) 前3号に掲げるものを除くほか、予定価額100万円以上のその他の契約(車両の修繕に係る契約並びに燃料油の単価契約を除く。)の締結に関すること。
- (6) 公民館(瑞豊館を含む。)を拠点として行われる地域づくりに関すること。
- (7) 八戸市青少年問題協議会に関すること。

(事務処理)

第5条 補助執行に係る事務の処理については、八戸市事務の専決、代決等に関する規程(平成5年八戸市規程第7号)を準用する。この場合において、同規程第3条中「次長」とあるのは「教育部次長」と、「部長」とあるのは「教育部長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年10月5日規則第21号)

この規則は、昭和54年10月10日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日規則第11号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年9月28日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月31日規則第13号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年9月25日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月31日規則第10号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月31日規則第14号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日規則第60号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第13号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第12号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第20号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第38号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年8月7日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第41号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月25日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月7日規則第75号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第33号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第35号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第27号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月3日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第54号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第24号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後の第1条、第4条(各号列記以外の部分に限る。)及び第5条の規定は適用せず、改正前の第1条、第4条(各号列記以外の部分に限る。)、第5条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年3月31日規則第56号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第20号抄)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第30号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第42号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。